

令和2年4月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

72期B班集合修習でいづみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、73期導入修習でいづみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

3月24日付け（同月26日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第1383号

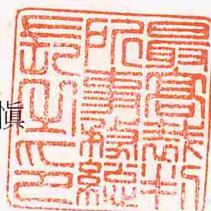
令和2年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

1月10日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

72期B班集合修習でいずみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、73期導入修習でいずみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書

(担当) 秘書課文書開示第二係 電話03(3264)5652

最高裁秘書第1501号

令和2年7月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

72期B班集合修習でいづみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、7
3期導入修習でいづみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定した
際に作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第6号

(2) 謝問日

令和2年6月29日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第 1502 号

令和 2 年 7 月 6 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

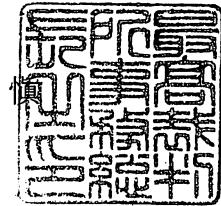
諮問番号 令和 2 年度（最情） 諒問第 6 号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話 03 (3264) 8330 (直通)

令和2年6月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

72期B班集合修習でいづみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、73期導入修習でいづみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、1月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

いづみ寮を退寮する司法修習生に対しては、従前から、寮室内を十分に原状回復し、私物は処分することなどを求めており、司法修習生がいづみ寮内に残した物品（以下「残置物」という。）がある場合には、司法研修所においてこれらを廃棄等することになる。第72期司法修習についても同様であって、本件開示の申出に係る決定をした事実はなく、本件開示の申出に係る文書は作成又は取得していない。

なお、過去に、残置物が次期の司法修習生に引き継がれていたことはあるよう

であるが、これは残置物のうち再利用可能なものについて、その処分の方法として便宜的に行われていたものにすぎない。このような取扱いがあったことは、本件開示の申出に係る決定が存在することを裏付けるものではない。

よって、原判断は相当である。